

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	国際機関の分担金・任意拠出金
他言語論題 Title in other language	Assessed Contributions and Voluntary Contributions of International Organizations
著者 / 所属 Author(s)	川西 晶大 (KAWANISHI Akihiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	852
刊行日 Issue Date	2021-12-20
ページ Pages	109-131
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国際機関の分担金及び任意拠出金について、それぞれの性格と近年の論点を紹介し、これらの拠出金と拠出国の影響力との関係をまとめる。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

国際機関の分担金・任意拠出金

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課長 川西 晶大

目 次

はじめに

I 国際機関の収入

- 1 収入の種類
- 2 自己収入
- 3 税収入

II 分担金

- 1 分担金の性格
- 2 分担金の割当方式
- 3 分担率の算定
- 4 分担率の上限・下限・補正措置
- 5 分担金の滞納

III 任意拠出金

- 1 任意拠出金の性格
- 2 任意拠出金の種類
- 3 任意拠出金の沿革
- 4 限定拠出金の増加による影響

IV 資金拠出と拠出国の影響力

- 1 主要国の資金拠出状況
- 2 分担金
- 3 任意拠出金

おわりに

別表 主要国の国際連合通常予算分担率の推移

キーワード：国際連合、分担率、義務的拠出金、ODA

要 旨

- ① 国際機関の収入は、分担金、任意拠出金及び自己収入の3類型に区分できる。このほか、税収入を得る例もある。自己収入が総収入の大半を占める世界知的著作権機関（WIPO）や、固有財源として関税収入を得ている欧州連合（EU）の例があるが、これらは例外的であり、多くの国際機関は収入の大半を分担金及び任意拠出金により賄っている。
- ② 分担金は、国際機関の決定に基づき各加盟国に拠出が割り当てられる資金である。分担金の割当方法は3つの類型に整理できるが、国際連合やその専門機関の多くでは分担率方式を採用している。国際連合の分担率は、主に加盟国の国民総所得（GNI）に基づいて算定されており、分担金の滞納に対しては、多くの国際機関が制裁を課すこととしている。国際連合や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）などにおいて実際に制裁が適用されたことがある。一方、分担金の一部不払を契機として、予算決定過程の改革が行われた例もある。
- ③ 任意拠出金は、加盟国の裁量により拠出される資金である。任意拠出金は、使用についての条件が付されている限定拠出金と付されていない非限定拠出金とに大別される。近年、二国間援助からの振替などにより、限定拠出金の拠出が増加している。限定拠出金の増加に対しては、その用途と国際機関の戦略的優先事項との不一致や、多国間のプログラムを拠出国の利益に利用する「偽装した多国間主義」などの問題点も指摘されている。
- ④ 国際連合システム諸機関に対する主要国の拠出額を見ると、米国は分担金、任意拠出金とも極めて大きな存在感を示しており、ドイツ、英国は分担金は多くない一方で任意拠出金を多く拠出している。中国は、任意拠出金はほとんど拠出していない。日本は、国際連合システム諸機関に対する任意拠出額は米国、ドイツ、英国に比べると少なく、国際機関に対する支出としては、世界銀行などの金融機関への出資及び拠出が多い特徴がある。
- ⑤ 日本の国際連合分担金の分担率は、2000年にピークを迎えた後下落を続け、2021年には1977年頃の水準に戻っている。さらに、財政制度等審議会から、メリハリのついた拠出を求められている状況にある中で、今後、国際機関に対してどのような財政的関与を行っていくのかが注目される。

はじめに

国際連合（United Nations）の分担金の分担率は、現在、3年に1度改定されている⁽¹⁾。2021年の国際連合総会では、2022年から2024年までの分担率が決定される予定である。前回2018年に改定され、2019年から2021年まで適用された分担率では、日本の分担率は中国を下回り、加盟国中第3位となった（本稿末尾の別表参照）。2021年の改定では、日本と中国の分担率の差が更に開く見込みである⁽²⁾。

国際連合分担金のような分担金は、国際機関から割り当てられ、支払義務を負うものであるが、これとは別に自発的に拠出する任意拠出金も存在する。とりわけ、開発分野の国際連合関係機関では、任意拠出金が収入のほとんどである機関も少なくない（第Ⅲ章参照）。

その一方で、国際連合の総会においては1国1票制がとられているなど、国際機関の公式の意思決定過程は、多くの場合、財政的貢献に応じた優遇があるわけではない。これに対して、多額の分担金や任意拠出金を支払っている国は、国際機関における発言権の向上を求めることもあり、また、任意拠出金の拠出や停止により国際機関への影響力を行使しようとすることもある。

本稿は、まず国際機関の収入の構造を見た上で、国際機関の分担金及び任意拠出金について、それぞれの性格を概観し、近年の論点を紹介する。最後に、分担金及び任意拠出金と資金拠出国の影響力の関係をまとめる。

I 国際機関の収入

1 収入の種類

国際機関の収入は、大きく、次の類型に分類することができる。①分担金（assessed contributions）、②任意拠出金（voluntary contributions）、③自己収入（self-funding）⁽³⁾。このほか、国家のように税により収入を得る例も、ごく稀に存在する。

日本政府では、国際機関への支出を、分担金、義務的拠出金、任意拠出金及び出資金に分類している。これらの違いについて、分担金は国際機関の設立条約等により加盟国の財政的義務を含め規定されているもの、義務的拠出金は設立条約等の法的根拠はないものの、締約国会合や総会、執行理事会等の意思決定機関の決定等によって、締約国や参加国の当然の責務として

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年11月12日である。

(1) 国際連合総会手続規則では、分担率は、相対的な支払能力に重要な変更がない限り、少なくとも3年間全般的な変更の対象としないこととされている。Rules of Procedure of the General Assembly, A/520/Rev.19, Rule 160. <<https://www.un.org/en/ga/about/ropga/abq.shtml>>

(2) 2021年の国際連合総会分担金委員会（Committee on Contributions）の報告書では、日本の分担率が8.033%（前年比0.531ポイント減）、中国の分担率が15.254%（前年比3.249ポイント増）とされている。United Nations, "Report of the Committee on Contributions," *General Assembly Official Records, Seventy-sixth Session, Supplement No.11, A/76/11, 2021*, pp.36-37. <<http://undocs.org/en/A/76/11>>

(3) Jacob Katz Cogan, "Financing and Budgets," Cogan et al., eds., *The Oxford Handbook of International Organizations*, Oxford: Oxford University Press, 2016, p.904. 同様の内容について、「加盟国に課される（義務的）分担金、寄付又は任意拠出金、及びサービスに対する対価（retribution）」とする説明もある（Henry G. Schermers and Niels M. Blokker, *International Institutional Law: Unity within Diversity*, Sixth Revised Edition, Leiden: Brill Nijhoff, 2018, pp.656-657.）。

拠出が期待されているものであり、裁量的余地のないもの、任意拠出金は法的根拠に基づくものではない、各国が有益と考える場合に行う拠出、と説明されている⁽⁴⁾。出資金は、国際的な開発金融機関等に対し、資本金の出資の形で支出するものである⁽⁵⁾。分担金と義務的拠出金の違いは、設立条約等の規定に直接の根拠があるかどうかということであるが、両者が一括して論じられることも多い⁽⁶⁾。

本稿では、支出義務の根拠については論じないので、加盟国に割り当てられ支出義務を伴うものをまとめて分担金といい、支出義務はなく、各国が有益と考える場合に行う拠出を任意拠出金という。また、資本に組み込まれる出資金は、本稿では取り上げない。

分担金については第Ⅱ章、任意拠出金については第Ⅲ章でそれぞれ詳述することとし、以下では、自己収入等その他の収入について簡単に説明する。

2 自己収入

国際機関が自らの活動等により収入を得る例がある。

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）では、国際事務局が「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」（Patent Cooperation Treaty）（昭和 53 年条約第 13 号）に基づく特許の国際出願に関する事務を行い、出願人から手数料を徴収するなど、サービスの提供とその使用料の徴収を行っている。2020 年及び 2021 年の見積りにおいて、加盟国からの分担金収入が総額 3480 万スイスフランであるのに対し、WIPO 国際事務局が提供しているサービスの使用料収入は 8 億 4030 万スイスフランであり、使用料収入が総収入の約 95% を占めている⁽⁷⁾。

このほか、自己収入としては、会議場の貸出による収入、預金利息による収入、物品販売による収入などがあるが、WIPO のように加盟国からの分担金・拠出金に頼らず、自己の収入によって運営可能な国際機関はほとんど存在しない⁽⁸⁾。

3 税収入

国際機関が税により収入を得る場合がある。この場合の「税」とは、国際機関の提供するサービスに関する収入ではなく、機関内の資金に課されるものでもなく、その支払が義務的であるものである⁽⁹⁾。実際に導入された例のほとんどは地域的機関に関するものであり、世界規模で実施された事例はごく限られている。

欧州連合（European Union）は、その独自財源（own resources）として、域外からの輸出品に対する関税、加盟国の付加価値税の一定割合、国民総所得（Gross National Income: GNI）に基づき算定される加盟国の拠出金及び 2021 年に導入されたプラスチック包装廃棄物の量に基

(4) 岩谷暢子『国連総会の葛藤と創造—国連の組織、財政、交渉—』信山社、2019、p.59.

(5) 林田明子「国際機関等への拠出金・出資金—拠出・出資の現状と監査等の制度—」『立法と調査』365号、2015.6、p.87.

(6) 同上、p.87; 会計検査院『各府省庁が所管する政府開発援助（国際機関等への拠出・出資）の実施状況について—会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書—』2014.10、p.3. <https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/261016_zenbun_2.pdf>

(7) WIPO, *Program and Budget for the 2020/21 biennium*, 2019, p.8. <https://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2020_2021.pdf> 使用料収入は発生ベース、それ以外の収入は現金ベースにより年度を区分している。1 スイスフランは、118.8 円である（令和 3 年 11 月分報告省令レート）。

(8) Cogan, *op.cit.*(3), p.910.

(9) Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.716.

づき算定される加盟国の拠出金の4種類を定めている⁽¹⁰⁾。これらの独自財源のうち関税は、伝統的独自財源ともいわれ、本項でいう税収入に該当する。実際の関税の徴収は加盟国によって行われ、その25%は徴収した加盟国のものとなる。これは、徴収に要する費用だけでなく、適正な徴収を実施するインセンティブも含んでいる⁽¹¹⁾。実態としては、関税は総収入のおよそ11%であり、総収入の約7割がGNIに基づく加盟国の拠出金である(2020年)⁽¹²⁾。

II 分担金

1 分担金の性格

分担金は、国際機関の決定に基づき各加盟国に拠出が割り当てられる資金である。一般原則として、割り当てられる金額又は比率(分担率)を決定する権限を有するのは、その国際機関の全加盟国が参加する総会である⁽¹³⁾。

分担金は、国際機関が必要とする経費を各加盟国が負担するものであり、国際機関における予算決定手続以外の方法により、各加盟国が分担金をどの経費に割り当てるべきかを指定することはできない。しかし、分担金の支払義務が生ずる経費の範囲については、争われたことがある。

国際連合においては、1956年に設置された国連緊急軍(United Nations Emergency Force: UNEF)及び1960年に設置された国連コンゴ活動(Opération des Nations Unies au Congo: ONUC)のための経費について、国際連合憲章(Charter of the United Nations)(昭和31年条約第26号)第17条第2項により加盟国が負担することとされている「この機構の経費」(expenses of the Organization)に当たらないとして、ソビエト連邦、フランス等がこれらの活動に係る分担額の支払を拒否した。総会決議により勧告的意見を求められた国際司法裁判所(International Court of Justice)は、平和維持活動の法的性質、総会と安全保障理事会の権限関係などを検討し、UNEF及びONUCの経費が「この機構の経費」に当たると結論付けた⁽¹⁴⁾。1962年に出されたこの勧告的意見は、ある経費が「この機構の経費」に当たるかどうかは、国際連合の目的との関係により判断されるべきであるとした上で、国際連合がその目的を遂行するために適切であるとの主張に値する活動を行ったときは、その活動は国際連合の権限を越えるものではないと推定されるとした。さらに、国際連合では憲章の解釈を最終的に確定する仕組みがないため、

(10) Council Decision (EU, Euratom) 2020/2053 of 14 December 2020 on the system of own resources of the European Union and repealing Decision 2014/335/EU, Euratom, OJ L 424, 15.12.2020, pp.1-10. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D2053>>

(11) “Custom duties.” European Commission website <https://ec.europa.eu/info/strategy/eu-budget/long-term-eu-budget/2021-2027/revenue/own-resources/customs-duties_en> なお、2020年までは加盟国の取り分は、徴収に要する費用として20%とされていた。European Commission, *Consolidated annual accounts of the European Union: Financial Year 2020*, 2021, p.134. <<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/692d12b7-e2bd-11eb-895a-01aa75ed71a1/language-en>>

(12) “EU spending and revenue.” European Commission website <https://ec.europa.eu/info/strategy/eu-budget/long-term-eu-budget/2014-2020/spending-and-revenue_en>

(13) Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.678.

(14) International Court of Justice, *Certain Expenses of the United Nations (Article 17, Paragraph 2, of the Charter)*, Advisory Opinion of 20 July 1962, *Reports of judgments, advisory opinions, and orders*, 1962, pp.151-308. <<https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/49/049-19620720-ADV-01-00-EN.pdf>>; 横田洋三「ある種の国際連合の経費」波多野里望・松田幹夫編著『国際司法裁判所—判決と意見— 第1巻』国際書院, 1999, pp.461-470; 位田隆一「平和維持活動の法的性質と展開—国連経費事件—」小寺彰ほか編『国際法判例百選 第2版』(別冊ジュリスト No.204)有斐閣, 2011, pp.88-89; 松田竹男「国連のある種の経費事件」薬師寺公夫ほか編『判例国際法 第3版』東信堂, 2019, pp.652-656 ほか。

国際連合の各機関が自らの管轄権を決めることになり、各機関の決議に従って事務総長が負担した債務は、「この機構の経費」であると推定されるべきであるとした⁽¹⁵⁾。この勧告的意見は、総会で多数決により受諾されたが、支払拒否はしばらく続いた⁽¹⁶⁾。

2 分担金の割当方式

分担金を加盟国に割り当てる方式には、大きく3つの類型がある⁽¹⁷⁾。

第1に、各加盟国が一律に同額を分担する方式である。この方式をとる国際機関としては、ライン川航行中央委員会（Central Commission for the Navigation of the Rhine）がある。同委員会は、1815年に設置された国際機関であり、現在、ドイツ、ベルギー、スイス、フランス、オランダの5か国が加盟している。同委員会の2021年度予算は2,742,400ユーロ⁽¹⁸⁾であり、各国の分担金は、それぞれ548,000ユーロである⁽¹⁹⁾。

第2に、段階選択方式である。この方式では、分担金額を幾つかの段階に分け、加盟国はその中から自ら自国の属する段階を選択する。この方式をとる国際機関としては、1874年に設立された万国郵便連合（Universal Postal Union: UPU）がある⁽²⁰⁾。UPUでは、分担金額の段階は13に分かれており、最も多額の分担金を支払う段階と最小の分担金を支払う段階では100倍の差がある⁽²¹⁾。一方で、次で述べる分担率方式をとる国際連合では、最大分担率と最小分担率の差は22,000倍である。

第3に、分担率方式である。分担率とは、国際機関で必要となる分担金収入を各加盟国が分担する割合をいう。この方式について問題となるのは、どのような基準により分担率を決定するかである。この方式をとる国際機関のうち、国際連合では、支払能力（capacity to pay）を主な算定の原則としており⁽²²⁾、具体的には、主に各加盟国のGNIに基づいて算定されている。国際連合は、総会決議により、専門機関に対して分担率を国際連合のものと協調させるよう勧告しており⁽²³⁾、国際労働機関（International Labour Organization: ILO）、世界保健機関（World Health Organization: WHO）等多くの専門機関が国際連合の分担率に準拠している⁽²⁴⁾。ほかに、国際機関の業務に対して加盟国が有する利益に応じた分担率が採用される場合もある⁽²⁵⁾。例えば、国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization: ICAO）では、分担金の3/4はGNIに基づく加盟国の支払能力を基礎としているが、分担金の1/4については、「民間航空における各加盟国の利益及び重要性」に基づいて算定されている。「民間航空における利益及

(15) International Court of Justice, *ibid.*, pp.167-168.

(16) 一連の経緯について、田所昌幸『国連財政—予算から見た国連の実像—』有斐閣、1996、pp.34-53.

(17) 以下の類型については、Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), pp.658-660による。

(18) 1ユーロは、129.8円である（令和3年11月分報告省令レート）。

(19) Commission centrale pour la navigation du Rhin, “Protocole 4: Budget de la Commission Centrale pour 2021,” *Résolutions adoptées lors de la session de d’automne 2020*, CCR(20) 2 final, 3 décembre 2020, p.2. <<https://www.ccr-zkr.org/files/documents/resolutions/ccr2020-IIfr.pdf>>

(20) 「万国郵便連合憲章の第四追加議定書」（平成2年条約第9号）第4条（憲章第21条の改正）

(21) 「万国郵便連合一般規則（二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）」（平成25年条約第14号）第150条第1項

(22) Rules of Procedure of the General Assembly, *op.cit.*(1), Rule 160.

(23) United Nations, “Administrative and budgetary coordination of the United Nations with the specialized agencies and the International Atomic Energy Agency,” A/RES/2190 (XXI), adopted on 15 December 1966. <https://digitallibrary.un.org/record/203301/files/A_RES_2190%28XXI%29-EN.pdf>

(24) Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), pp.662-663.

(25) *ibid.*, p.663.

「重要性」は、具体的には、各国の定期航空便で利用可能な輸送規模により算定される⁽²⁶⁾。

3 分担率の算定

(1) 国際連合の通常予算

国際連合において、分担率の改定は、総会に設置された18人の専門家で構成される分担金委員会（Committee on Contributions）の助言を受け⁽²⁷⁾、予算を担当する総会第5委員会の審議を経て、決定される。2021年の総会では、2022年から2024年までの分担率が決定される見込みであり、2021年9月までに分担金委員会の報告書⁽²⁸⁾が公表されている。

2019年から2021年までの3年間に適用される分担率は、2018年の総会において決定された⁽²⁹⁾。この決定に先立ち提出された分担金委員会報告書では、2014年から2016年までの期間及び2011年から2016年までの期間の統計を算定の基礎とし、この2期間について以下の手順により算出された率の平均を分担率とした⁽³⁰⁾（算定過程の例として、表1を参照）。

表1 国際連合通常予算分担金分担率の算定例（2019～2021年）

（単位：％）

	① GNI 比率	② 債務負担補正措置適用	③ 1人当たり所得補正措置適用	④ 下限適用	⑤ 後発開発途上国上限適用	⑥ 上限適用
日本	6.789	6.864	7.834	7.833	7.847	8.564
米国	23.575	23.838	27.214	27.211	27.260	22.000
中国	14.730	14.657	11.687	11.686	11.707	12.005
ドイツ	4.823	4.877	5.567	5.566	5.576	6.090
英国	3.616	3.656	4.174	4.173	4.180	4.567
フランス	3.507	3.546	4.047	4.047	4.054	4.427
ロシア	2.194	2.130	2.271	2.270	2.274	2.405

（出典）United Nations, “Report of the Committee on Contributions,” *General Assembly Official Records: Seventy-third Session, Supplement No.11, A/73/11*, 2018, pp.34-41. <<https://undocs.org/en/A/73/11>> を基に筆者作成。

- ① 各加盟国の GNI を、原則として市場為替レートに基づき米ドルに換算し⁽³¹⁾、世界の GNI に占める各加盟国の GNI の比率を算出する。
- ② 対外債務残高を基礎とした補正を行う（債務負担補正措置（debt-burden adjustment））。
- ③ 1人当たり所得が世界平均より低い国について、1人当たり所得の世界平均とその国の値

⁽²⁶⁾ International Civil Aviation Organization, “A36-31: Apportionment of the expenses of ICAO among Contracting States (Principles to be applied in the determination of scales of assessment),” *Assembly Resolutions in Force (as of 4 October 2019)*, 2020, pp.X-5-X-6. <https://www.icao.int/publications/Documents/10140_en.pdf>

⁽²⁷⁾ Rules of Procedure of the General Assembly, *op.cit.*(1), Rules 158-160.

⁽²⁸⁾ United Nations, *op.cit.*(2)

⁽²⁹⁾ United Nations, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of the United Nations,” A/RES/73/271, adopted on 22 December 2018. <<https://undocs.org/en/A/RES/73/271>>

⁽³⁰⁾ United Nations, “Report of the Committee on Contributions,” *General Assembly Official Records, Seventy-third Session, Supplement No.11, A/73/11*, 2018, pp.10, 34. <<https://undocs.org/en/A/73/11>> なお、脚注⁽²⁹⁾の国際連合総会決議においても、これらの要素及び基準に基づいて算定されることが決定されている。

⁽³¹⁾ 米ドルへの換算は、国際通貨基金（IMF）加盟国については、IMFの『国際金融統計』（International Financial Statistics）の年間平均為替レートにより行われる。例えば、2020年の日本円と米ドルの年間平均為替レートは、1米ドルが106.77円であった。

との差の世界平均に対する比率を計算し、その率に定率（80%）を掛けた率を割引率とする。

②で算出した比率に割引率を掛けた値を、②で算出した比率から差し引く（1人当たり所得補正措置（low per capita income adjustment））。

④ ③までの計算の結果、率が下限（0.001%）を下回る国の分担率は0.001%とする。

⑤ 後発開発途上国⁽³²⁾に該当する国で、計算の結果、率が0.01%を上回る国の分担率は0.01%とする。

⑥ ⑤までの計算の結果、率が上限（22%）を上回る国の分担率は22%とする。

表1から、⑤から⑥にかけて数値が減少している米国は上限措置の受益国であり、①から②、②から③にかけてそれぞれ数値が減少している中国は債務負担補正措置及び1人当たり所得補正措置の受益国であることが分かる。

(2) 国際連合のPKO関係予算

国際連合の予算のうち平和維持活動（Peacekeeping Operation: PKO）に係るものについては、一般に通常予算と別扱いとされており、分担率も通常予算の分担率とは異なる。

国際連合が1948年に最初に設置したPKOである国連休戦監視機構（United Nations Truce Supervision Organization: UNTSO）及び1949年に設置された国連インド・パキスタン軍事監視団（United Nations Military Observer Group in India and Pakistan: UNMOGIP）は、当初から現在に至るまで通常予算によって賄われている⁽³³⁾が、UNEF及びONUCの財源に関しては、前述のとおり、ソ連、フランス等による分担金の一部支払拒否を招くなどの問題を引き起こした。1960年代には自発的拠出方式によるPKOの設置が行われたが、安定的な拠出が得られない弊害が現れた⁽³⁴⁾。

1973年に設置された第2次国連緊急軍（Second United Nations Emergency Force: UNEF II）以降のPKOにおいては、一般に、通常予算とは別の会計を置き、通常予算とは別の分担率を適用する方式が用いられている。UNEF IIについては、国際連合加盟国を次の4つのグループに分け、それぞれのグループ全体に対して分担割合が定められた。安全保障理事会常任理事国（以下単に「常任理事国」という。）は63.15%、常任理事国以外の先進国は34.78%、開発途上国は2.02%、後発開発途上国は0.05%である。それぞれのグループ内では、通常予算の分担率を基礎として各加盟国の分担率が決められた。この方式はその後しばらく引き継がれた⁽³⁵⁾。

2000年の総会決議により、PKOに対する常任理事国の特別な責任、先進国が開発途上国よりも多くの負担を負うこと、PKOの設置に至った事態や行動の被害者その他の関係者である加盟国の状況に特別な考慮を払うことなどが原則として定められた。分担率については、通常予算の分担率を基礎として、常任理事国を最上位とした10のレベルに応じて決められることとなった⁽³⁶⁾。2019年から2021年までに適用されるレベル分類は、表2のとおりであり、この

³² 国際連合開発計画委員会が認定した基準に基づき、国際連合経済社会理事会の審議を経て、国際連合総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々。「後発開発途上国」2021.9.14. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html>

³³ 田所 前掲注(16), pp.140-141; “UNTSO fact sheet.” United Nations Peacekeeping website <<https://peacekeeping.un.org/en/mission/untso>>; “UNMOGIP fact sheet.” *idem* <<https://peacekeeping.un.org/en/mission/unmogip>>

³⁴ 田所 同上, pp.141-146.

³⁵ Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.670.

³⁶ United Nations, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of United Nations peacekeeping operations,” A/RES/55/235, adopted on 23 December 2000. <<https://undocs.org/en/A/RES/55/235>>

表にある割引率を通常予算の分担率に掛けることにより PKO の分担率が導かれることになる。レベル C 以下の各国について割り引かれた分担金は、レベル A の各常任理事国がそれぞれの通常予算の分担率に比例して負担する。

この結果、常任理事国、特に米国は、通常予算の分担率の上限である 22% を超える分担率を課されることとなる（表 3 参照）。この点について、米国からは、米国は PKO 予算について 25% を超える拠出は行わないこととしている⁽³⁷⁾ ため、PKO 予算には 3% 程度の欠損が生じており、PKO に係る分担率の算定方法の見直しが必要であるとの主張がある⁽³⁸⁾。

表 2 国際連合平和維持活動に係る分担率のレベル分類（2019～2021 年）

レベル	対象国	割引率 (%)
A	安全保障理事会常任理事国	C～J の割引分を加算
B	A 及び C 以下に該当する国を除く全ての加盟国 ^(注)	0
C	総会決議 55/235 附録に列記された国（ブルネイ、クウェート、カタール、シンガポール、アラブ首長国連邦）	7.5
D	1 人当たり GNI が全加盟国平均の 2 倍未満である国	20
E	1 人当たり GNI が全加盟国平均の 1.8 倍未満である国	40
F	1 人当たり GNI が全加盟国平均の 1.6 倍未満である国	60
G	1 人当たり GNI が全加盟国平均の 1.4 倍未満である国	70
H	1 人当たり GNI が全加盟国平均の 1.2 倍未満である国	80（任意により 70）
I	1 人当たり GNI が全加盟国平均未満である国	80
J	後発開発途上国	90

(注) レベル B の国のうちバハマ、バーレーン及びサウジアラビアは、2019～2021 年の特例として、7.5% の割引率が適用される。

(出典) United Nations, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of United Nations peacekeeping operations,” A/RES/73/272, adopted on 22 December 2018 等を基に筆者作成。

表 3 国際連合平和維持活動に係る安全保障理事会常任理事国及び日本の分担率（2019～2021 年）

国	通常予算 分担率	PKO 分担率 (2019)	PKO 分担率 (2020-2021)	国	通常予算 分担率	PKO 分担率 (2019)	PKO 分担率 (2020-2021)
米国	22.000%	27.8912%	27.8908%	フランス	4.427%	5.6125%	5.6124%
中国	12.005%	15.2197%	15.2195%	ロシア	2.405%	3.0490%	3.0490%
英国	4.567%	5.7900%	5.7899%	日本	8.564%	8.5640%	8.5640%

(出典) United Nations, “Implementation of General Assembly resolutions 55/235 and 55/236: Report of the Secretary-General: Addendum,” A/73/350/Add.1, 24 December 2018, p.2 を基に筆者作成。

⁽³⁷⁾ Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Years 1994 and 1995, Pub. L. No.103-236, § 404(b)(2), 108 Stat. 447, 22 U.S.C. 287e note.

⁽³⁸⁾ United Nations, “Fifth Committee Summary record of the 26th meeting: Held on 22 December 2018,” A/C.5/73/SR.26, 18 January 2019, pp.3-4. <<https://undocs.org/en/A/C.5/73/SR.26>>; 米議会及び国務省は、暫定的に 25% の上限を上げるなどの措置をとってきたが、2017 年度に議会が上限の引上げを否決し、それ以来 2020 年度に至るまで約 9 億 2000 万ドルの滞納が生じている。Luisa Blanchfield, “United Nations Issues: U.S. Funding of U.N. Peacekeeping,” *In Focus*, Updated October 26, 2021. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF10597>>

4 分担率の上限・下限・補正措置

(1) 上限・下限の適用

分担率に下限を設定することは、支払能力を基準として分担金を算定するという原則とはそぐわないように見えるが、国際機関において各加盟国が有している平等に参加する権利は、この参加の責任を受け入れるための最小限の義務によって釣り合わせるべきであるとの考え方により、正当化される⁽³⁹⁾。

他方、分担金に上限を設定することについても、加盟国が平等に参加する権利を有している以上、共通の財政責任を負うべきであり、支払能力を基準とするという原則はその限度において適用されるべきだという主張がある。また、国際機関は1国に過剰に依存すべきではないとも言われる。国際連合においては、専ら米国の扱いが問題となった⁽⁴⁰⁾。当初39.89%であった上限は徐々に引き下げられ、1971年から1973年には31.52%であった（別表参照）。この間、1957年には総会で「原則として」上限は30%を超えないとする決議が採択されている⁽⁴¹⁾。

米議会は、1972年10月25日に成立した「1973年国務省・司法省・商務省・司法機関・関係機関予算法」⁽⁴²⁾において、1974年からは、国際連合及びその関連機関（一部機関を除く。）に対する分担率25%を超える分担金の支払を政府に授権しないことを規定した。国際連合総会は、同年12月13日に分担率の上限を25%に引き下げることと決議した⁽⁴³⁾。さらに米国は1980年代以降上限を22%に引き下げることと求め、長い交渉の末、2001年から適用される分担率においては、上限は22%に引き下げられた⁽⁴⁴⁾。

2019年から2021年までの分担率の算定では、上限の適用により、米国の分担率は5.260ポイント引き下げられている（表1の⑤と⑥の差）⁽⁴⁵⁾。

(2) 債務負担補正措置

国際連合において、債務負担補正措置は、1980年代から問題となった開発途上国の累積債務問題に対応するため、1986年に導入された。この措置は、世界銀行が定義する高所得国⁽⁴⁶⁾以外の国に適用される⁽⁴⁷⁾。現在の算定方式における債務負担調整額は、算定基礎となる期間の各年における対外債務額の12.5%の平均である。12.5%という比率は、対外債務の返済期間が8年であるとの仮定に基づく。各加盟国の債務負担調整額は各加盟国のGNI平均から、加

⁽³⁹⁾ Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.671.

⁽⁴⁰⁾ *ibid.*, pp.672-673.

⁽⁴¹⁾ United Nations, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of the United Nations,” A/RES/1137(XII), 14 October 1957. <https://digitallibrary.un.org/record/207487/files/A_RES_1137%28XII%29-EN.pdf>

⁽⁴²⁾ Departments of State, Justice, and Commerce, the Judiciary, and Related Agencies Appropriation Act, 1973, Pub L. No.92-544, 86 Stat. 1109.

⁽⁴³⁾ United Nations, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of the United Nations,” A/RES/2961(XXVII) B, 13 December 1972. <https://digitallibrary.un.org/record/644239/files/A_RES_2961%28XXVII%29%5BB%5D-EN.pdf>

⁽⁴⁴⁾ United Nations, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of the United Nations,” A/RES/55/5 B, adopted on 23 December 2000. <https://digitallibrary.un.org/record/430661/files/A_RES_55_5%5EB%5E-EN.pdf>; Bruno Simma, ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Second Edition, Vol.1, Oxford: Oxford University Press, 2002, p.346.

⁽⁴⁵⁾ United Nations, *op.cit.*(2), p.25.

⁽⁴⁶⁾ 世界銀行は、その国の1人当たりGNIに基づき、高所得国（High-income economies）、高所得国（Upper middle-income economies）、低所得国（Lower middle-income economies）、低所得国（Low-income economies）の4つに分類している。“World Bank Country and Lending Groups.” World Bank website <<https://datahelpdesk.worldbank.org/knowledgebase/articles/906519-world-bank-country-and-lending-groups>>

⁽⁴⁷⁾ United Nations, *op.cit.*(2), p.15.

盟国全体の債務負担調整額は GNI の総計からそれぞれ差し引いた上で、債務負担調整後の分担率が算定される⁽⁴⁸⁾。債務負担補正措置により、加盟国間で再配分された分担率は、2019 年から 2021 年までにおいては、合計 0.720% であり、債務負担補正措置の対象国は 122 か国に上る⁽⁴⁹⁾。前述のとおり、常任理事国のうち中国が債務負担補正措置の対象となっており、分担率が 0.073 ポイント引き下げられている。

債務負担補正措置に関する論点としては、算定の基礎となる対外債務の範囲やその算定方法などがあるが、より根本的な論点として、債務負担補正措置の撤廃を求める意見がある。2021 年の分担金委員会では、撤廃を求める委員から、現在債務負担補正措置から最も利益を得ているのは、中所得国であり、債務負担からの救済を最も必要としている加盟国ではないという意見があった。また、大きな債務残高を抱える高中所得国は、巨額の対外貸付も行っており、債務負担補正措置は貸付額を差し引いた純債務額に基づいて適用されるべきだとの意見もあった。ただし、純債務額に関してはデータが十分に揃えられないとされている⁽⁵⁰⁾。

(3) 1 人当たり所得補正措置

国際連合において、1 人当たり所得補正措置は、1946 年から行われてきたものであり、この措置の重要性については 2021 年の分担金委員会においても合意されている。この措置により、加盟国間で再配分された分担率は、2019 年から 2021 年までにおいては、合計 9.647% であり、措置の対象国は 130 か国である⁽⁵¹⁾。

この措置に関する論点は、この措置の対象となる 1 人当たり所得の基準と、措置を適用する際の定率の設定である。現在、対象となる 1 人当たり所得は世界平均を基準としているが、これについて、措置の対象国のうち 106 か国は中所得国であり、さらに、措置により削減される分担率のうち 3 分の 1 が 49 の高中所得国のものであることが指摘されている。分担金委員会においては、債務調整後の 1 人当たり GNI を基準とする案、ある年の基準にインフレ率を掛け合わせた額を基準とする案が代替案として合意されてきたが、いずれを採用しても措置の対象国は大きく変わらないとの試算が示された⁽⁵²⁾。

5 分担金の滞納

(1) 概要

多くの国際機関は、分担金の滞納に対して何らかの制裁を課している。制裁の内容には、総会での投票権の停止（国際連合憲章第 19 条）、理事国となる資格の停止（国際連合食糧農業機関一般規則規則 22 第 5 項⁽⁵³⁾）、国際機関からの除名（国際法定計量機関を設立する条約（Convention instituant une Organisation internationale de métrologie légale）（昭和 36 年条約第 3 号）第 29 条）などがある⁽⁵⁴⁾。

⁽⁴⁸⁾ *ibid.*, p.55.

⁽⁴⁹⁾ *ibid.*, p.16.

⁽⁵⁰⁾ *ibid.*, pp.17-19.

⁽⁵¹⁾ *ibid.*, p.20.

⁽⁵²⁾ *ibid.*, pp.21-24.

⁽⁵³⁾ Food and Agriculture Organization of the United Nations, "General Rules of the Organization," *Basic texts of the Food and Agriculture Organization of the United Nations*, 2017 edition, Vol.1, p.35. <<https://www.fao.org/3/mp046e/mp046e.pdf>>

⁽⁵⁴⁾ Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.684.

(2) 国際連合憲章第 19 条の適用

国際連合憲章第 19 条は、滞納した分担金の額が、そのときまでの満 2 年間に支払うべきであった分担金の額以上である国は、総会での投票権を有しないこととし、ただし、総会が、滞納をやむを得ない事情によるものと認めるときは、投票を許すことができることを定めている。1964 年から 1965 年にかけて、前述の UNEF 及び ONUC に関するソビエト連邦等の分担金の滞納が同条に定める基準に達した。ソビエト連邦等は UNEF 及び ONUC に係る経費は同条に規定する分担金には該当しないと主張し、同条の適用について議論が行われたが、最終的に UNEF 及び ONUC に関して同条の適用は提起されないことなどを内容とする妥協が図られた⁽⁵⁵⁾。

国際連合憲章第 19 条の適用に関しては、実務上、加盟国の除名等とは異なり、総会における 3 分の 2 の多数決の手続（国際連合憲章第 18 条第 2 項）を経る必要はないと解されている。この点が問題とされた事例としては、例えば、1968 年のハイチ及びドミニカ共和国の例がある。これら 2 か国は、総会での投票における点呼の際に国名が呼ばれなかった。これに関して、ソビエト連邦は同条に基づく投票権の停止は自動的に行われるものではなく、同憲章第 18 条第 2 項に規定する重要問題として総会における 3 分の 2 の多数決を経て決定されるものであると主張した。これに対して、事務総長は、法律顧問の意見に基づき、同憲章第 19 条の適用は同憲章第 18 条第 2 項に規定する重要問題には当たらないとの見解を示した⁽⁵⁶⁾。

滞納が特に長期間に及んだのが南アフリカである。南アフリカは、アパルトヘイト政策を撤回しないことを非難する 1974 年の総会決議⁽⁵⁷⁾等に基づき、総会への参加を停止された⁽⁵⁸⁾。1976 年の第 31 回国際連合総会冒頭において、事務総長から南アフリカ、民主カンパチアなどの 4 か国が分担金を滞納しているとの報告があった。民主カンパチアについては、前体制期の債務であるという主張があり、次の会期で検討するまで国際連合憲章第 19 条の適用は見送ることが決定された。また、南アフリカ、民主カンパチア以外の 2 か国は、速やかに支払を行った。南アフリカについては、総会への参加が既に停止されていたため、同条の適用に関しては、理論的な問題にとどまるものであるとして、特段の決定は行われなかった⁽⁵⁹⁾。滞納は 1994 年 6 月までのおよそ 20 年間に及んだ。1995 年の国際連合総会決議により、「例外的かつ独自の状況のため」南アフリカが滞納分を支払わないことが認められた⁽⁶⁰⁾。

国際連合憲章第 19 条が適用された国が最も多かったのは、2000 年の国際連合総会である。この総会では、30 の加盟国が投票権を与えられなかった。この年に滞納が増加した理由としては、PKO 予算の急激な増加が挙げられている⁽⁶¹⁾。滞納した加盟国の多くは、下限又は下限

⁽⁵⁵⁾ 田所 前掲注(16), pp.47-53; United Nations, *Repertory of Practices of United Nations Organs*, Supplement No.3, Vol.1, pp.396-398. <https://legal.un.org/repertory/art19/english/rep_supp3_vol1_art19.pdf>

⁽⁵⁶⁾ Jean-Pierre Cot et al., *La Charte des Nations Unies: Commentaire article par article*, 3e edition, Vol.1, Paris: Economica, 2005, p.819; United Nations, *Repertory of Practices of United Nations Organs*, Supplement No.4, Vol.1, pp.232-233. <https://legal.un.org/repertory/art19/english/rep_supp4_vol1_art19.pdf>

⁽⁵⁷⁾ United Nations, "Relationship between the United Nations and South Africa," A/RES/3207(XXIX), 30 September 1974. <https://digitallibrary.un.org/record/189829/files/A_RES_3207%28XXIX%29-EN.pdf>

⁽⁵⁸⁾ United Nations, *Repertory of Practices of United Nations Organs*, Supplement No.6, Vol.2, p.246. <https://legal.un.org/repertory/art19/english/rep_supp6_vol2_art19.pdf>

⁽⁵⁹⁾ United Nations, *Repertory of Practices of United Nations Organs*, Supplement No.5, Vol.1, p.220. <https://legal.un.org/repertory/art19/english/rep_supp5_vol1_art19.pdf>

⁽⁶⁰⁾ United Nations, "Normalization of the situation concerning South Africa," A/RES/50/83, 15 December 1995. <<https://undocs.org/en/A/RES/50/83>>

⁽⁶¹⁾ United Nations, *Repertory of Practices of United Nations Organs*, Supplement No.10, Vol.2 (Advance version), Article 19, p.6. <https://legal.un.org/repertory/art19/english/rep_supp10_vol2_art19.pdf>

近くの分担率が割り当てられた国であった⁽⁶²⁾。2001年以後は、分担率の下限の0.01%から0.001%への引下げ、PKO予算の分担率分類の見直し、複数年支払計画（Multi-year payment plan）の導入等により、同条適用国は減少している⁽⁶³⁾。

(3) 1980年代における米国の国際連合分担金不払

1960年代以降、独立を果たした開発途上国が続々と国際連合に加盟したことに伴い、最大の分担金支払国である米国は、総会における発言力を失っていった。米国は、国際連合のイスラエル・パレスチナ問題への対応に反発し、1979年度及び1980年度に国際連合事務局のパレスチナ人権部（Special Unit on Palestinian Rights）関連の予算の一部に当たる5万ドル余りの分担金支払を拒否することを決めた。1984年には、ケニアのナイロビに建設されるアフリカ経済委員会会議センター建設費の分担を拒否した⁽⁶⁴⁾。

米国において1985年8月に成立した「1986及び1987会計年度外交授權法」第143条⁽⁶⁵⁾は、国際連合及びその専門機関は、予算の作成に当たって、主要な分担金支払国の意見に十分な関心を払っていないとして、国際連合及びその専門機関が予算を要する事項について分担率に応じた加重投票制を採用しない限り、米国の1987年度及び翌年度に各機関の通常予算の20%を超える分の分担金を支払わないと規定した。この当時、国際連合における米国の分担率は25%であった。

この危機的な事態に際し、国際連合総会は、1985年12月に日本の提案により「国際連合の行財政機能の効率性を検討するハイレベル政府間専門家グループ」（18人委員会（Group of 18））を設置した。18人委員会は1986年8月に報告書を国際連合総会に提出した。これを受けて、予算を審議する国際連合総会第5委員会は、「プログラム予算の概要（outline）への勧告を総会に提出する前に」「広く受け入れられる合意を構築する観点から全ての可能な努力をし続けるべきである」と決議し、この後、実務上、国際連合予算はコンセンサス方式により承認されるようになった。コンセンサス方式により承認するということは、途上国側が多数決により米国等の反対を押し切って予算を可決させることはないということである。米国は、1988年から当該年度分の分担金全額支払を再開した⁽⁶⁶⁾。

この間、米国の滞納額が国際連合憲章第19条の基準を超えることはなく、同条の適用が提起されることはなかった。

(4) 2013年の米国による UNESCO 分担金不払

2011年10月31日、国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）総会は、パレスチナの正式加盟を認めた⁽⁶⁷⁾。これを受けて、米国は、UNESCOへの分担金の支払を停止した。これは、「1990及び1991会計年度外交授權法」

⁽⁶²⁾ *ibid.*, p.3.

⁽⁶³⁾ *ibid.*, pp.6-10.

⁽⁶⁴⁾ 田所 前掲注(16), pp.62-66.

⁽⁶⁵⁾ Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Years 1986 and 1987, Pub L. No.99-93, § 143, 99 Stat. 424.

⁽⁶⁶⁾ Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), pp.681-682; 田所 前掲注(16), pp.69-74.

⁽⁶⁷⁾ UNESCO, “Admission of Palestine as a Member of UNESCO,” *Records of the General Conference: 36th session, Volume 1 Resolutions*, 2012, p.79. <https://en.unesco.org/sites/default/files/unesco_general-conference-36_resolutions.pdf>

第414条⁽⁶⁸⁾等により、パレスチナの正式加盟を認めた国際機関に対する資金拠出が禁止されたことを背景としていた。

国際連合教育科学文化機関憲章（Constitution of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）（昭和26年条約第4号）第4条C第8項(b)は、加盟国の未払分担金の総額が当該年度及びその直前の暦年度についてその国が支払うべき分担金の総額を超えるときは、総会で投票権を有しないと定めている。同時に、同項(c)は分担金の滞納がやむを得ない事情による場合には、投票を許すことができると定めている。2013年11月9日のUNESCO総会第9回全体会合において同項(c)の適用が議題になった際に、米国が分担金滞納により同項(b)の対象となり、また、同項(c)の適用の申出がなされなかったことが明らかにされた。これを受けて、総会議長は、この総会において投票権を有しない加盟国の一覧を読み上げたが、その中には米国も含まれていた⁽⁶⁹⁾。米国の不払は、その後、2018年末にUNESCOを脱退するまで継続した⁽⁷⁰⁾。

この事例は、米国が国際機関において投票権を失った最初の例である⁽⁷¹⁾。

Ⅲ 任意拠出金

1 任意拠出金の性格

任意拠出金は、分担金と異なり、加盟国に拠出の義務が課されているものではない。拠出するかどうかに加え、拠出金額も拠出者の裁量に委ねられる。拠出者は、加盟国に限られず、非加盟国、他の国際機関又は民間部門であることもある⁽⁷²⁾。

歴史的には、国際連盟（League of Nations）が行っていた経済社会活動が通常予算からはごく不十分な資金しか供給されなかったため、各国からの自発的拠出や慈善団体（ロックフェラー財団など）からの資金提供を求めざるを得なかったという経緯がある⁽⁷³⁾。国際連合においても、憲章上は言及がないものの、人道支援、開発協力、技術援助などの分野を中心に、多くの活動が任意拠出金を主要な財源としてきた⁽⁷⁴⁾。

任意拠出金の利点としては、加盟国が自国の政策で表明された利益や目的に適合し、又はこれらの利益や目的に向けて進められると考える活動に対してのみ財政的支援を行うことができること、国際連合システム⁽⁷⁵⁾においては国際連合分担金の配分ではなく、各基金・計画ごとに任意拠出金による収入を得られることで各基金・計画の強化を図ることができること、任意拠出金の拠出を加盟国等から獲得するために国際機関が企業家精神を持ち、資金使用の実効性を示すようになることなどが挙げられている⁽⁷⁶⁾。

一方、任意拠出金の問題点としては、加盟国の一部又は加盟国以外による資金提供により、

⁽⁶⁸⁾ Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Years 1990 and 1991, Pub. L. No.101-246, § 414, 104 Stat. 70, 22 U.S.C. 287e note.

⁽⁶⁹⁾ UNESCO, *Records of the General Conference: 37th session*, Volume 2 Proceedings, 2015, pp.248-249.

⁽⁷⁰⁾ UNESCO, *Financial Statements 2018*, p.50. <https://en.unesco.org/sites/default/files/2018-unesco-consolidated-financial-statements_en.pdf>

⁽⁷¹⁾ Cogan, *op.cit.*(3), p.908 (note 27).

⁽⁷²⁾ Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.691.

⁽⁷³⁾ John G. Stoessinger, *Financing the United Nations System*, Washington D.C.: Brookings Institution, 1964, pp.40-41.

⁽⁷⁴⁾ Cogan, *op.cit.*(3), p.910; Thordis Ingadóttir, "Financing international institutions," Jan Klabbbers and Åsa Wallendahl, eds., *Research Handbook on the Law of International Organizations*, Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2011, p.123.

⁽⁷⁵⁾ 国際連合事務局、国際連合の基金・計画、専門機関その他の関連機関等をいう。

⁽⁷⁶⁾ Schermers and Blokker, *op.cit.*(3), p.691; Cogan, *op.cit.*(3), p.911.

全加盟国の協力関係を薄め、国際機関を解体の方向に向かわせるおそれがあること、ごく少数の富裕な国家に依存することで、これらの国家からの圧力を受けるおそれがあること、拠出の有無や規模が毎年不確定であることなどが挙げられている⁽⁷⁷⁾。

2 任意拠出金の種類

任意拠出金は、非限定拠出金 (unrestricted contributions) と限定拠出金 (restricted contributions) に大別される。非限定拠出金とは、国際機関が設置したプログラムのための、使用についての条件が付されていない自発的な資金である。限定拠出金とは、用途が指定された (earmarked) 自発的な資金で、拠出者が特定したプログラムのためのものである⁽⁷⁸⁾。

非限定拠出金の場合、国際機関が組織としての優先事項を設定し、プログラムを決定する。個々の加盟国は、それぞれの選好に基づいて拠出するかどうかを決定する。こうして、個々の加盟国は、予算規模を決定することができるが、資金を分配し、新しいプログラムを創設することは国際機関の権限として残される。一方、限定拠出金の場合、個々の加盟国は、拠出の可否及び拠出する場合の金額に加えて、その用途も決定することができるようになるため、政策の優先順位付けに関する国際機関の裁量は縮小する⁽⁷⁹⁾。

国際機関への分担金・拠出金全体をとらえて、コア拠出金 (core contributions)、ノン・コア拠出金 (non-core contributions) という区分をすることもある。この場合、おおむね、コア拠出金には分担金及び非限定拠出金が、ノン・コア拠出金には限定拠出金が含まれる⁽⁸⁰⁾。それぞれ、国際機関の資金として、コア資金 (core fund)、ノン・コア資金 (non-core fund) 又はコア・リソース (core resource)、ノン・コア・リソース (non-core resource) という言い方もある。

3 任意拠出金の沿革

国際連合の経費は、分担金によって賄われることとされている (国際連合憲章第17条第2項)。しかし、国際連合における開発援助プログラムを分担金によって実施することには、ソビエト連邦の反対があった。このため、国際連合総会は、1949年に任意拠出金による拡大技術援助プログラム (Expanded Program of Technical Assistance: EPTA) を立ち上げ、1958年には任意拠出金による開発援助基金として特別基金 (Special Fund) の設立を決定した⁽⁸¹⁾。その後設立された国際連合児童基金 (United Nations Children's Fund: UNICEF)、国際連合開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP)、国際連合人口基金 (United Nations Population Fund: UNPFA)、世界食糧計画 (World Food Programme: WFP) は専ら任意拠出金により運営されるなど、国際連合の諸機関が任意拠出金に依存する傾向は強まっていった。特に、1980年代にはほとんどの国際連合諸機関において、分担金によって賄われる通常予算に対し支出増を認めない政策が取られたため、分担金収入と任意拠出金による収入の差はより開いていった⁽⁸²⁾。

(77) Schermers and Blokker, *ibid.*, pp.692-693.

(78) Cogan, *op.cit.*(3), p.911.

(79) Erin R. Graham, "Money and multilateralism: how funding rules constitute IO governance," *International Theory*, 7(1), 2015, pp.173-174.

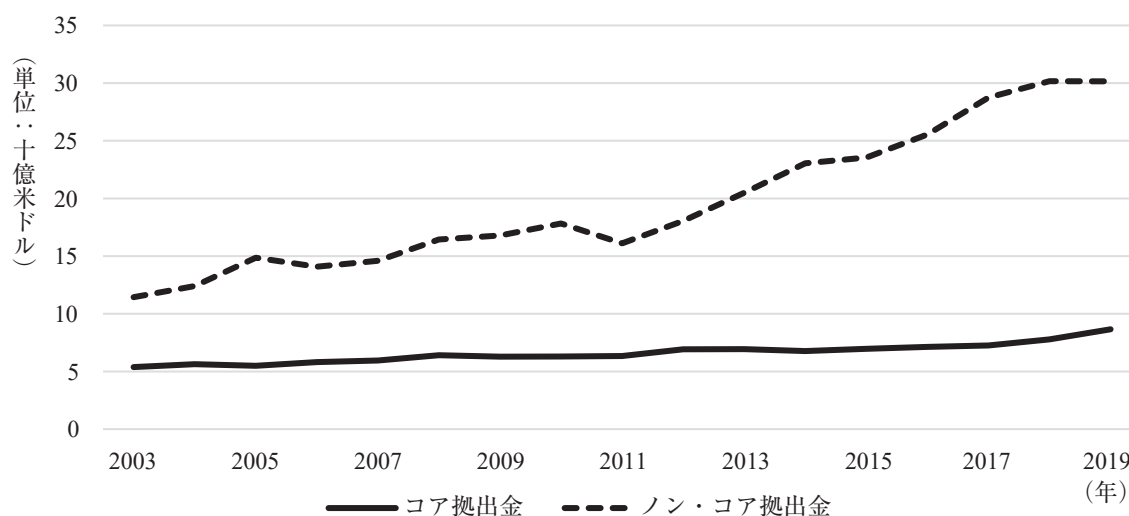
(80) "Background Note: Funding situation of the UN development system: Note produced by Office of ECOSOC Support and Coordination, UN-DESA," Document for the Standing Committee on United Nations Affairs, 135th IPU Assembly and related meetings, 26 September 2016. <<http://archive.ipu.org/conf-e/135/un-funding.pdf>>

(81) Graham, *op.cit.*(79), p.178; 田所 前掲注(16), pp.201-208.

(82) Graham, *ibid.*, pp.182-183.

1990年代から徐々に顕著になってきたのが、限定拠出金の増加である。1993年時点でのUNDPの自発的拠出の内訳について述べた文献では、その大部分が「特別な用途を指定されずにUNDPの活動全般を賄うコア・リソースである」と指摘している⁽⁸³⁾。しかし、1995年から2010年までのUNDPを含む国際連合諸機関の開発活動に対する拠出金の推移を見ると、コア拠出金が実質9%の増加であるのに対し、ノン・コア拠出金は実質252%の増加を示している⁽⁸⁴⁾。その後も、国際連合諸機関の開発活動について、2003年と2019年を比べると、コア拠出金は実質67%の増加であるのに対し、ノン・コア拠出金は実質172%の増加となっており、近年に至るまで、ノン・コア拠出金への依存が強まっていると言える(図1)⁽⁸⁵⁾。

図1 国際連合諸機関の開発活動に対する拠出金の種類



(注) 2018年時点の米ドルに換算したもの。開発援助と人道援助の双方を含む。

(出典) “Table 1: Funding for operational activities, by entity, and resource type: 2003-2019,” *Statistical annex on 2019 funding data, 2021 Secretary-General’s report on the implementation of the QCPR*. United Nations Economic and Social Council website <<https://www.un.org/ecosoc/sites/www.un.org.ecosoc/files/files/en/2021doc/Funding%20Annex%20Tables.xlsx>> を基に筆者作成。

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) は、2011年から2018年にかけての開発援助委員会 (Development Assistance Committee: DAC)⁽⁸⁶⁾ 諸国の政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA) の内訳において、多国間機関への指定資金 (ノン・コア資金) は11%から15%に上昇しているが、その分、二国間のODAが62%から58%に減少していることを指摘し、多国間の援助がより影響力を持ち得る人道的対応のような分野において二国間援助からノン・コア資金への乗り換えが起こっていると論じている⁽⁸⁷⁾。

⁸³ 田所 前掲注(16), p.222.

⁸⁴ United Nations, “Analysis of funding of operational activities for development of the United Nations system for 2010: Report of the Secretary-General,” A/67/94-E/2012/80, 13 June 2012, p.20. <<https://undocs.org/en/A/67/94>>

⁸⁵ United Nations, “Implementation of General Assembly resolution 75/233 on the quadrennial comprehensive policy review of operational activities for development of the United Nations system: funding of the United Nations development system: Report of the Secretary-General,” A/76/75/Add.1-E/2021/57/Add.1, 29 April 2021, p.4. <<https://undocs.org/en/A/76/75/add.1>>

⁸⁶ OECDの委員会であり、OECD加盟36か国中の29か国にEUを加えた30の構成員から構成される。「OECD開発援助委員会」2019.6.10. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html>

⁸⁷ OECD, *Multilateral Development Finance 2020*, 2020, p.61.

4 限定拠出金の増加による影響

限定拠出金の利点として、次の点が指摘されている。第1に国際機関側の利用可能な資金の拡大、第2にプロジェクトごとのアドホックな資金調達活動により、緊急事態等に迅速に対応できること、第3に拠出国が自らの目的のために国際機関の資源を利用できることである⁽⁸⁸⁾。

一方で、国際機関の収入に占める限定拠出金の割合が増加することについて、取引費用⁽⁸⁹⁾の増大、統合性の減少、変動性の増加、類縁機関の間での資金獲得競争の増加などをもたらすとされるほか⁽⁹⁰⁾、最近の研究では、限定拠出金の使途と国際機関の戦略的優先事項との間の不一致、使途を指定した拠出により、多国間プログラムを拠出国の地政学的利益になるように仕向けること（「偽装した多国間主義」(Trojan Multilateralism)）などの問題点が指摘されている⁽⁹¹⁾。より詳しくは、以下のとおりである。

分担金による資金調達、非限定拠出金による資金調達及び限定拠出金による資金調達のそれぞれにおいて、①分担金・拠出金の割当て及び予算規模の決定、②資金の配分及び新規プログラムの創設、③効果の判定及び財政的アカウンタビリティの行使の権限が、国際機関にあるか拠出国にあるかを分析した研究によると、分担金による資金調達の場合、①から③までのいずれの権限も国際機関にあるのに対し、非限定拠出金による資金調達の場合に国際機関の権限が及ぶのは②のみであり、限定拠出金では、①から③までのいずれの権限も拠出国が有することになる⁽⁹²⁾。

国際連合の諸機関においては、限定拠出金の占める割合が大きくなることにより、本来想定されていた多数の国による管理が適用される部分が縮小されている⁽⁹³⁾。このことにより、これらの機関は、より必要とされる協力を実施することや、集合的に調整された行動をとることが難しくなるおそれがあることが懸念されており⁽⁹⁴⁾、加盟国の求めや優先事項に対して統合的、柔軟かつ動的に対応する機会を逸していること⁽⁹⁵⁾も指摘されている。

このような状況に対して、国際機関の側も拠出国と協議し、コア資金への転換を促している。

国際連合は、開発活動に関する4年ごとの「包括的政策レビュー」において、ノン・コア資金の重要性を認めながらも、それがコア資金を代替するものではないとして、国際機関が定めるプログラムの優先順位に沿ったものであるべきであると述べている。また、拠出国に対して、コア資金の維持及び実質的な増額と、複数年ベースで、持続可能かつ予測可能な方法での拠出、また、ノン・コア資金についてもより柔軟に使用できるような方法での拠出を強く促している。一方で、国際連合諸機関においては、運営構造が、より効率的かつ透明で、加盟国に対して説明責任を果たすものでなければならないとしている⁽⁹⁶⁾。

⁽⁸⁸⁾ 城山英明『国際行政論』有斐閣, 2013, p.185.

⁽⁸⁹⁾ 例えば、拠出金の使用に関する合意のための交渉に要する労力、限定拠出金により新たに求められる報告のための管理費用などが挙げられる。Piera Tortora and Suzanne Steensen, *Making earmarked funding more effective: Current practices and a way forward*, OECD, 2014, p.24. <https://www.oecd.org/dac/aid-architecture/Multilateral%20Report%20N%201_2014.pdf>

⁽⁹⁰⁾ United Nations, "Implementation of General Assembly resolution 71/243 on the quadrennial comprehensive policy review of operational activities for development of the United Nations system, 2019: funding compact: Report of the Secretary-General," A/74/73/Add.1-E/2019/14/Add.1, 2 April 2019, p.3. <<https://undocs.org/en/a/74/73/add.1>>

⁽⁹¹⁾ OECD, *op.cit.*(87), p.64.

⁽⁹²⁾ Graham, *op.cit.*(79), p.173.

⁽⁹³⁾ *ibid.*, p.187.

⁽⁹⁴⁾ Devi Sridhar and Ngaire Woods, "Trojan Multilateralism: Global Cooperation in Health," *Global Policy*, 4(4), November 2013, p.329.

⁽⁹⁵⁾ United Nations, *op.cit.*(90), p.3.

⁽⁹⁶⁾ United Nations, "Quadrennial comprehensive policy review of operational activities for development of the United Nations

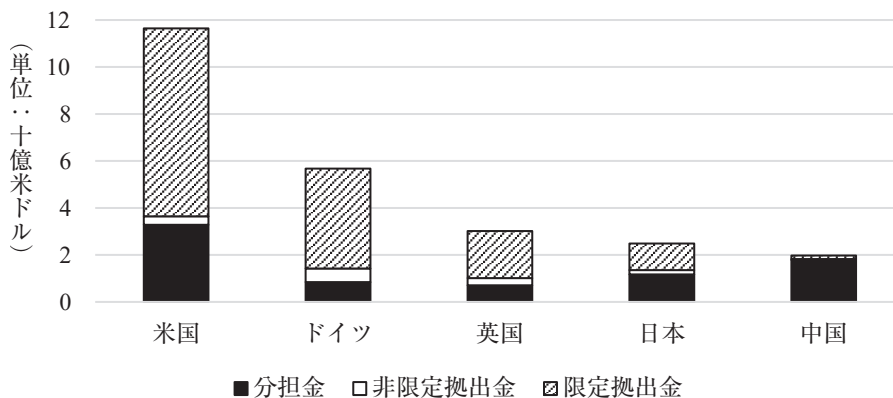
2019年には、国際連合持続可能な開発グループ（United Nations Sustainable Development Group: UNSDG）⁽⁹⁷⁾と国際連合加盟国との協議を経て、ファンディング・コンパクト（Funding Compact）という方針が取りまとめられた。この中では、UNSDGに属する各機関のコミットメントとして透明性と説明責任の改善、効率性の向上などに関する14項目、加盟国側のコミットメントとして、コア拠出金を拠出金の30%以上とすることを含む各機関の求めに沿った拠出、拠出の安定性などに関する8項目がそれぞれ挙げられている⁽⁹⁸⁾。

IV 資金拠出と拠出国の影響力

1 主要国の資金拠出状況

主要国が国際連合システム諸機関⁽⁹⁹⁾に対して拠出している分担金・拠出金の総額と、任意拠出金（非限定拠出金、限定拠出金）の金額を図2に示す。米国は総額、任意拠出金のいずれにおいても極めて大きな存在感を示している。ドイツ及び英国は任意拠出金を多く支払うことにより分担率以上の存在感を確保している。一方、中国は総額のほとんどが分担金であり、今のところ国際連合システム諸機関に対して積極的に任意拠出を行う姿勢は見られない。

図2 国際連合システム諸機関に対する主要国の拠出額（2020年）



(注) 世界銀行及び国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）への拠出額は含まない。

(出典) United Nations System Chief Executives Board for Coordination, “Revenue by Government donor.” <<https://unsceb.org/fs-revenue-government-donor>> を基に筆者作成。

国際連合システム諸機関以外を含む国際機関に対する主要国の拠出額（ODAとして支出されるものに限る。）は、表4のとおりである。表4は、OECDがDAC諸国を対象に調査したものであり、中国は対象に含まれていない。日本の拠出額は、国際連合関連機関に対しては米国、ドイツ、英国よりも少なく、世界銀行及び地域開発金融機関に対してはこれらの国よりも

system,” A/RES/75/233, adopted on 21 December 2020, pp.14, 17. <<https://undocs.org/en/A/RES/75/233>>

⁽⁹⁷⁾ 40の国際連合の部局、基金・計画、専門機関の長で構成される、開発活動の調整、監督等を行うフォーラム。「開発活動の調整」国際連合広報センターウェブサイト <https://www.un.org/activities/economic_social_development/coordination/>; “Who We Are.” UNSDG website <<https://unsdg.un.org/about/who-we-are>>

⁽⁹⁸⁾ United Nations, *op.cit.*(90), pp.5-18.

⁽⁹⁹⁾ 国際連合のほか、UNDPなどの基金・計画、WHOなどの専門機関、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）などの関係機関を含む。“The United Nations System,” 2021.7. United Nations website <https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/un_system_chart.pdf>

多くなっている。ただし、世界銀行及び地域開発金融機関に対する拠出額には、出資金の額が含まれている。日本の拠出額（ODA 以外を含む。）について、より詳細に見たものが表 5 である。

表 4 主要国の国際機関に対する拠出額（出資金を含む。ODA に限る。）（2019 年）

（単位：百万米ドル。2018 年基準）

機関種別	日本	米国	ドイツ	英国
国際連合基金・計画	627	3,839	2,076	2,090
その他国際連合機関	755	3,445	1,451	1,683
EU 機関	0	0	3,563	2,477
世界銀行	2,432	1,740	1,088	2,079
地域開発金融機関	819	248	730	519
その他国際機関	663	2,160	828	1,634

（出典）OECD, *Development Co-operation Profiles*, 2021 の各国情報を基に筆者作成。

表 5 日本から国際機関等への任意拠出金・出資金等（平成 30（2018）年度）

機関種別	執行額（千円）	備考
国際連合（本部事務局）	8,570,454	
国際連合（基金及び計画）	50,741,121	（主な拠出先） UNDP 25,843,006千円、WFP 8,332,184千円、UNICEF 7,966,962千円など
国際連合専門機関等（国際原子力機関を含み、金融機関を除く。）	38,367,459	（主な拠出先） 国際連合難民高等弁務官事務所 11,718,887 千円、WHO 5,300,054 千円など
世界銀行・IMF 等金融機関（地域開発金融機関を含む。）	208,917,045	うち出資金 132,141,353 千円 （主な拠出先（出資金を除く。）） アジア開発銀行 42,783,210 千円、国際復興開発銀行 17,855,344 千円、米州開発銀行 10,345,074 千円など
OECD	2,174,653	
その他の国際機関等	77,674,416	（主な拠出先） 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 39,000,000 千円、緑の気候基金 18,945,525 千円など

（出典）「国際機関等への任意拠出金・出資金等一覧表（平成 30 年度 国際機関別）」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100229075.xlsx>> を基に筆者作成。

2 分担金

分担金は、その国の支払能力等に応じて支払うことを義務付けられたものであり、分担金額や用途の決定に関する権限は、国際機関にある。また、分担金の支払義務を履行しない場合には、制裁が課される場合がある。分担金の金額は、国際機関の意思決定に係る権利と関係しておらず、例えば、国際連合の場合、分担率が 22% である米国と、分担率が 0.001% である後発開発途上国のいずれも総会において 1 国につき 1 票の投票権を有する。

国際連合の PKO 予算に関しては、その活動の性質上、常任理事国が特別の負担を負うこととされているが、それでもなお、常任理事国ではない日本の分担率が常任理事国である英国、フランス、ロシアの分担率を上回っている（表 3 参照）。

分担金が国際機関の意思決定に影響を与えたと考えられる事案は、1980 年代の米国による国際連合分担金の一部不払である。この際、米国が一定金額以上の分担金を支払わないと表明

したことにより、国際連合は予算決定手続の見直しなどの改革を行わざるを得なくなった。ただし、この背景として、国際連合は、1985年末までに準備金が底をつき、1986年度の予算にも9000万ドル程度の不足が見込まれるといった厳しい財政状況にあり、米国が支払を再開しない限り解決が不可能であったことが指摘されている⁽¹⁰⁰⁾。

一方、分担金の不払が国際機関の意思決定を左右しなかった事例も多く存在する。国際連合の分担金を1974年9月以降支払わなかった南アフリカは、自国のアパルトヘイト政策に関する国際連合の姿勢を変えさせることはできず、南アフリカがアパルトヘイト政策を放棄するまで国際連合からの非難は続いた。また、米国が2013年にパレスチナ加盟を理由としてUNESCOの分担金を支払わなかった事例においても、パレスチナはUNESCOの正式な加盟国としての地位を維持し、米国はUNESCOからの2度目の脱退に踏み切ることとなった。

3 任意拠出金

任意拠出金は、拠出するかどうか、及び拠出の規模を拠出しようとする国が決定するものである。特に、限定拠出金は、その用途を指定するものであり、これを用いて拠出国が自らの利益を実現しようとする「偽装した多国間主義」があることが指摘されているのは、前述のとおりである（第Ⅲ章4参照）。

また、任意拠出金の問題点としては、拠出国からの圧力を受けるおそれがあることが指摘されている（第Ⅲ章1参照）。拠出国の立場から見ると、資金拠出者が偏在している状況においては、多額の資金を拠出している者（国家に限らず、民間セクターも含まれる。）が国際機関に対して、限定拠出金を通じてのみならず、資金の拠出停止や削減を示唆することによっても、国際機関の決定に影響を与えることができるということになる⁽¹⁰¹⁾。

おわりに

国際機関の収入には、国の支払能力等を基準とした分担金のほか、加盟国などが自発的に拠出する任意拠出金がある。

分担金は義務的に支払わなければならないものであり、機関によっては、滞納に対して一定の制裁が定められ、実際に運用されている。国際機関の置かれた状況によっては、分担金の不払が行動を変える圧力として機能することもあるが、逆に不払国と国際機関の関係が改善せず、脱退に至る場合もある。

これに対して、任意拠出金は、拠出の可否を加盟国などの拠出者が決定できるほか、用途を指定できる場合もあり、拠出者側の政策目的の達成に加え、より効率的な資金の使用や支出に対する説明責任の明確化を図ろうとする拠出者側の意図を実現するために、重要なツールとなっている。また、国際機関のリソースが利用できるということから、二国間援助に代わる手段としても近年重視される傾向にある。一方、国際機関や研究者からは、本来の意思決定過程により定められた優先事項ではなく、拠出者側の意向に沿った活動に資金が供給されるという形で、国際機関の在り方が歪められているとの懸念が示されている。

(100) 田所 前掲注(16), pp.67-68.

(101) OECD, *op.cit.*(87), p.74.

任意拠出金の支出の配分は国によって異なるが、国際連合システム諸機関に着目した場合、米国、英国、ドイツなどが任意拠出金を活用して財政的関与を続ける一方、日本の拠出額は分担金が過半数を占め、拠出総額ではこれら3か国を下回っている。日本の国際連合の分担率は、2000年に20.573%に達したが、2021年には8.564%となり1977年頃の水準に戻っている（別表参照）。

一方で、日本の外務省は、国際機関への分担金・拠出金等について効果的・効率的かつ適切に使用されているかの評価を行っている。この評価に関し、財政制度等審議会は「令和3年度予算の編成等に関する建議」において、感染症対策等をめぐり国際機関の対応に懐疑的・批判的な意見が多く聞かれたとして、評価に当たっては、「こうした状況も冷静に見極める必要がある」と述べ、また同時に幹部層への邦人登用の重要性も考慮し、「メリハリのついた拠出につなげること」を検討すべきとしている⁽¹⁰²⁾。

岸田文雄内閣総理大臣は、最初の所信表明演説において「毅然とした外交」を進めるための3つの「覚悟」の1つとして、「地球規模の課題に向き合い、人類に貢献し、国際社会を主導する覚悟」を挙げた⁽¹⁰³⁾。国際社会を主導する上で、国際機関とどのように向き合い、どのような財政的関与を行っていくのか、今後の対応が注目される。

(かわにし あきひろ)

⁽¹⁰²⁾ 財政制度等審議会「令和3年度予算の編成等に関する建議」2020.11.25, pp.97-98. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20201125/01.pdf>

⁽¹⁰³⁾ 第205回国会衆議院会議録第2号(1) 令和3年10月8日 p.4.

別表 主要国の国際連合通常予算分担率の推移

(単位：%)

	日本	米国	英国	ソ連／ ロシア	フランス	中国	ドイツ ^(注1)
1946年		39.89	11.98	6.62	6.30	6.30	
1947年		39.89	11.48	6.34	6.00	6.00	
1948年		39.89	11.48	6.34	6.00	6.00	
1949年		39.89	11.37	6.34	6.00	6.00	
1950年		39.79	11.37	6.34	6.00	6.00	
1951年		38.92	11.37	6.98	6.00	6.00	
1952年		36.90	10.56	9.85	5.75	5.75	
1953年		35.12	10.30	12.28	5.75	5.62	
1954年		33.33	9.80	14.15	5.75	5.62	
1955年		33.33	8.85	15.08	5.90	5.62	
1956年	1.92 ^(注2)	33.33	7.81	13.96	5.70	5.14	
1957年	1.92 ^(注2)	33.33	7.81	13.96	5.70	5.14	
1958年	1.92	32.51	7.62	13.62	5.56	5.01	
1959年	2.19	32.51	7.78	13.62	6.40	5.01	
1960年	2.19	32.51	7.78	13.62	6.40	5.01	
1961年	2.19	32.51	7.78	13.62	6.40	5.01	
1962年	2.27	32.02	7.58	14.97	5.94	4.57	
1963年	2.27	32.02	7.58	14.97	5.94	4.57	
1964年	2.27	32.02	7.58	14.97	5.94	4.57	
1965年	2.77	31.91	7.21	14.92	6.09	4.25	
1966年	2.77	31.91	7.21	14.92	6.09	4.25	
1967年	2.77	31.91	7.21	14.92	6.09	4.25	
1968年	3.78	31.57	6.62	14.61	6.00	4.00	
1969年	3.78	31.57	6.62	14.61	6.00	4.00	
1970年	3.78	31.57	6.62	14.61	6.00	4.00	
1971年	5.40	31.52	5.90	14.18	6.00	4.00	
1972年	5.40	31.52	5.90	14.18	6.00	4.00	
1973年	5.40	31.52	5.90	14.18	6.00	4.00	8.32
1974年	7.15	25.00	5.31	12.97	5.86	5.50	8.32
1975年	7.15	25.00	5.31	12.97	5.86	5.50	8.32
1976年	7.15	25.00	5.31	12.97	5.86	5.50	8.32
1977年	8.66	25.00	4.44	11.33	5.66	5.50	9.09
1978年	8.64	25.00	4.52	11.60	5.82	5.50	9.03
1979年	8.64	25.00	4.52	11.60	5.82	5.50	9.03
1980年	9.58	25.00	4.46	11.10	6.26	1.62	9.70
1981年	9.58	25.00	4.46	11.10	6.26	1.62	9.70
1982年	9.58	25.00	4.46	11.10	6.26	1.62	9.70
1983年	10.32	25.00	4.67	10.54	6.51	0.88	9.93
1984年	10.32	25.00	4.67	10.54	6.51	0.88	9.93
1985年	10.32	25.00	4.67	10.54	6.51	0.88	9.93
1986年	10.84	25.00	4.86	10.20	6.37	0.79	9.59
1987年	10.84	25.00	4.86	10.20	6.37	0.79	9.59
1988年	10.84	25.00	4.86	10.20	6.37	0.79	9.59
1989年	11.38	25.00	4.86	9.99	6.25	0.79	9.36

	日本	米国	英国	ソ連/ ロシア	フランス	中国	ドイツ ^(注1)
1990年	11.38	25.00	4.86	9.99	6.25	0.79	9.36
1991年	11.38	25.00	4.86	9.99	6.25	0.79	9.36
1992年	12.45	25.00	5.02	9.41	6.00	0.77	8.93
1993年	12.45	25.00	5.02	6.71	6.00	0.77	8.93
1994年	12.45	25.00	5.02	6.71	6.00	0.77	8.93
1995年	13.95	25.00	5.27	5.68	6.32	0.72	8.94
1996年	15.4350	25.0000	5.3150	4.4500	6.4075	0.7350	9.0425
1997年	15.65	25.00	5.32	4.27	6.42	0.74	9.06
1998年	17.981	25.000	5.076	2.873	6.494	0.901	9.630
1999年	19.984	25.000	5.090	1.487	6.540	0.973	9.808
2000年	20.573	25.000	5.092	1.077	6.545	0.995	9.857
2001年	19.629	22.000	5.568	1.200	6.503	1.541	9.825
2002年	19.669	22.000	5.579	1.200	6.516	1.545	9.845
2003年	19.516	22.000	5.536	1.200	6.466	1.532	9.769
2004年	19.468	22.000	6.127	1.100	6.030	2.053	8.662
2005年	19.468	22.000	6.127	1.100	6.030	2.053	8.662
2006年	19.468	22.000	6.127	1.100	6.030	2.053	8.662
2007年	16.624	22.000	6.642	1.200	6.301	2.667	8.577
2008年	16.624	22.000	6.642	1.200	6.301	2.667	8.577
2009年	16.624	22.000	6.642	1.200	6.301	2.667	8.577
2010年	12.530	22.000	6.604	1.602	6.123	3.189	8.018
2011年	12.530	22.000	6.604	1.602	6.123	3.189	8.018
2012年	12.530	22.000	6.604	1.602	6.123	3.189	8.018
2013年	10.833	22.000	5.179	2.438	5.593	5.148	7.141
2014年	10.833	22.000	5.179	2.438	5.593	5.148	7.141
2015年	10.833	22.000	5.179	2.438	5.593	5.148	7.141
2016年	9.680	22.000	4.463	3.088	4.859	7.921	6.389
2017年	9.680	22.000	4.463	3.088	4.859	7.921	6.389
2018年	9.680	22.000	4.463	3.088	4.859	7.921	6.389
2019年	8.564	22.000	4.567	2.405	4.427	12.005	6.090
2020年	8.564	22.000	4.567	2.405	4.427	12.005	6.090
2021年	8.564	22.000	4.567	2.405	4.427	12.005	6.090

(注1) ドイツの1973年から1990年までの斜体数字は、西ドイツと東ドイツを合算した数値を示す。

(注2) 日本の1956年及び1957年の分担率は、国際連合総会決議1223(XII)によると1.97%である。

(出典) United Nations General Assembly Committee on Contributions, "United Nations Scale of assessments for the Regular budget 1946-2021." <https://www.un.org/en/ga/contributions/Scale%20of%20assessments_1946-2021.pdf> を基に筆者作成。